

ニカラグア定期報告（2018年2月）

【要旨】

内政面では、選挙法第14条改正により最高選管の代表権等が副委員長に移された。外交面では、コスタリカとの2つのICJ係争につき判決が下され、アレサ・ベネズエラ外務大臣がニカラグアを訪問した他、国会において「ニカラグア日本友好の日」特別セッションが開催され、堀井巖外務大臣政務官がニカラグアを訪問した。経済面では、電力料金補助金の段階的削減に係る法改正案が可決され、韓国・中米FTAの署名が行われた。

【主な出来事】

1 選挙法第14条改正

(1) 7日、ニカラグア国会において、最高選管委員長の権限を規定する選挙法第14条の改正案が可決され、これまで委員長が担うとされていた最高選管の代表権等につき、副委員長が担うと定められた。

(2) 改正案は、7日の国会本会議の開始の僅か15分前、与党FSLN会派によって緊急手続により提出され、30分足らずの審議の後、採決にかけられ賛成多数で可決された（賛成74票）。与党FSLNの他、一部野党（PLI, ALN, APRE）の議員が賛成し、その他野党（PLC, PC, YATAMA）は反対票を投じた。

(3) 採決に先立つ改正案の理由表明においては、選挙人登録プロセス等の円滑化並びに業務効率の観点から副委員長が最高選管の運営を担うことを可能にすることが望ましい旨が述べられた。

(4) ロサレスPLC会派長は、「最高選管には抜本的な改革が必要であるが、今次改正は、単に委員長から一部権限を取り上げただけに過ぎない。」と述べた。

(5) 憲法学者のカスティージョ氏は、今次選挙法改正の背景について、（米マグニツキ一法の制裁対象である）リバス委員長が最高選管を代表して文書に署名することが、銀行や外国の機関との手続において問題となり得るためであるとの見方を示した。また、同氏は、今回の改正により、オルテガ政権は、明年4月のリバス委員長の任期切れまで時間を稼ごうとしていると述べた。

2 コスタリカに対する環境被害の補償に係るICJ判決

(1) 2日、ICJは、イスラ・ポルティージョス北部におけるニカラグアの活動によって引き起こされた環境被害（「国境地域におけるニカラグアの活動」事件）に関し、ニカラグアがコスタリカに対して支払うべき補償額を確定させる判決を下した。ICJは、2015年12月の判決において環境被害に係るニカラグアの補償義務を認定していたが、金額の確定は両当事国間の交渉に委ねていた。両国が補償額をめぐって合意に至らなかったことから、コスタリカは、ICJに対し補償額の確定を求めていた。

(2) ICJは、遅延利息も含めた補償総額を378,890.55ドルと定めた。ニカラグアは、同額を本年4月2日までに支払わなければならないが、右期日までに支払われない場合、以降は年6%の利子が加算される。

(3) ニカラグア政府は、2日、判決を受けてプレスリリースを発出、ICJはコスタリカの要求額の大部分(約95%)を斥けたとし、判決はコスタリカの企ての大敗を示していると述べた。

3 コスタリカとの海洋境界画定に係るICJ判決

(1) 2日、ICJは、補償額をめぐる判決に続き、コスタリカとの海洋境界画定に係る判決を言渡し、カリブ海側及び太平洋側における両国間の境界を確定させた。

(2) カリブ海側の境界画定

ア ハーバーヘッド潟及び同潟とカリブ海を隔てる部分(砂州)を除き、イスラ・ポルティージョス北部の沿岸部分一帯が、コスタリカに属すると認定された。

イ イスラ・ポルティージョスの沿岸部分の砂州におけるニカラグア国軍によるテント設置について、コスタリカの主権の侵害にあたりと認定され、撤去が命じられた。

ウ 両国間の陸上の境界(海洋境界画定の起点)については、過去の累次の裁定でも確認されているハーバーヘッド潟湖東端の岬(プンタ・デ・カスティージャ)ではなく、サン・フアン川河口南岸であると認定された。

エ コーン諸島については、ニカラグアの主張が認められ、境界画定にあたって右諸島の効果が考慮された。

(3) 太平洋側境界画定

ア ニコヤ半島の境界画定における効果は、調整する必要がないと判断された。

イ サンタ・エレナ半島の境界画定における効果については、同効果を減殺する形で調整が行われた。

(4) ニカラグア政府は、2日、判決を受けてプレスリリースを発出、ニカラグアに有利な判決が下されたと述べた。

(5) 本係争におけるニカラグア政府の代表であるアルグエジョ駐蘭大使は、判決を公正でバランスの取れたものであると評価し、「重要なことは、本判決により、カリブ海におけるニカラグアの権利が実質的に定まったことである。」と述べた。

(6) 国際法専門家のエルドシア元ILC委員は、「ICJは、コスタリカの主張の100%も、ニカラグアの主張の100%も認めなかった。ICJは、中立性と独立性をもって、境界を引いた」と、判決を賞賛した。

4 アレアサ・ベネズエラ外務大臣のニカラグア訪問

(1) ニカラグアを訪問中のアレアサ・ベネズエラ外務大臣は、3日、ポラス国会議長を表敬した他、ニカラグア外務省において、モンカダ外務大臣、外務省職員、大学関係者、一部外交団等の出席の下、講演を行った。

(2) 3日、アレアサ大臣は、オルテガ大統領及びムリージョ副大統領を表敬した。オルテガ大統領は、「これまで、暴力、戦争、脅迫及び制裁が、世界の人々の平和・安定・共生の道となったことはない」と述べた上で、ベネズエラ国民及びマドウーロ大統領への連帯の意を表明した。

(3) 4日、エステリ市において、アレアサ大臣及びモンカダ外務大臣の出席の下、チャベス司令官による1992年2月4日の蜂起（4Fクーデター）からの26周年を祝う式典が開催された。

5 「ニカラグア日本友好の日」国会特別セッション

(1) 20日、ニカラグア国会本会議場において、昨年10月に国会で承認されてから初めて迎える「ニカラグア日本友好の日」を祝う特別セッションが開催された。

(2) ポラス国会議長より今井駐ニカラグア日本大使に、感謝プレートが授与された。

(3) セッションの舞踊パートでは、ニカラグア日本舞踊団（中米大学日本語コース学生等）による「ソーラン節」「東京五輪音頭」の演舞が行われた。

6 堀井巖外務大臣政務官のニカラグア訪問

(1) 27-28日、堀井巖外務大臣政務官がニカラグアを訪問した。27日、堀井政務官は、オルテガ大統領、ポラス国会議長をそれぞれ表敬した他、モンカダ外務大臣と会談を行った。

(2) モンカダ外務大臣は、会談後（ぶら下がりインタビューにて）、日本はニカラグアにおいて橋やインフラを整備するだけでなく「人の架け橋」を築いており、堀井政務官の来訪はまさにその証左であると述べた。

(3) ムリージョ副大統領は、（定例のTVブリーフィングにおいて）堀井政務官の訪問を取り上げ、保健、教育、インフラ、災害対策、環境、技術等の各分野における日本の継続的協力に対するニカラグアの謝意を述べた。

7 電力料金補助金の段階的削減

(1) 13日、ニカラグア国会において、電力料金補助金等関連法（電力産業法、消費者電力料金変動法、高齢者法等）改正案が可決された。同改正により、電力料金への補助金及び付加価値税免除が、今後、段階的に削減される。

(2) ニカラグア政府は、本改正により、2022年までにおよそ8,560万米ドルの歳出削減を見込んでいる。

(3) 今回の改正に先立つ客年12月、電力セクター強化のためのIDBによる融資が確定し、融資の条件として、当国電力料金補助金にかかる見直しが含まれていた。

8 韓国・中米FTA署名

(1) 21日、ソウルにおいて、韓国・中米FTAの署名が行われた。

(2) 韓国からはキム・ヒョンジョン産業通商資源部通商交渉本部長が、ニカラグアからはソロールサノ勸業・産業・通商大臣が出席した他、コスタリカ、ホンジュラス、エルサルバドル、パナマの通商及び経済関連大臣が出席し、署名が行われた。

(3) 本FTA成立により、95%以上の品目に関して関税が撤廃される。

<主要経済指標>

	2018年		2017年	2017年	2016年
	2月	1月	12月		
インフレ率（対前年同月）	4.8%	5.4%	5.7%	5.7%	3.1%
貿易収支（百万ドル）	未発表	△252.4	△285.4	△3,113.1	△3,227.6
輸出FOB（百万ドル）	未発表	218.3	168.0	2,548.3	2,226.4
輸入FOB（百万ドル）	未発表	470.8	453.4	5,661.4	5,453.9
海外送金（百万ドル）	116.9	112.9	136.7	1,390.8	1,264.1
外貨準備高（百万ドル/期末）	2,813.2	2,782.3	2,757.8	2,757.8	2,447.8

（出典：ニカラグア中央銀行）

（了）